

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。

※ 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。

- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。

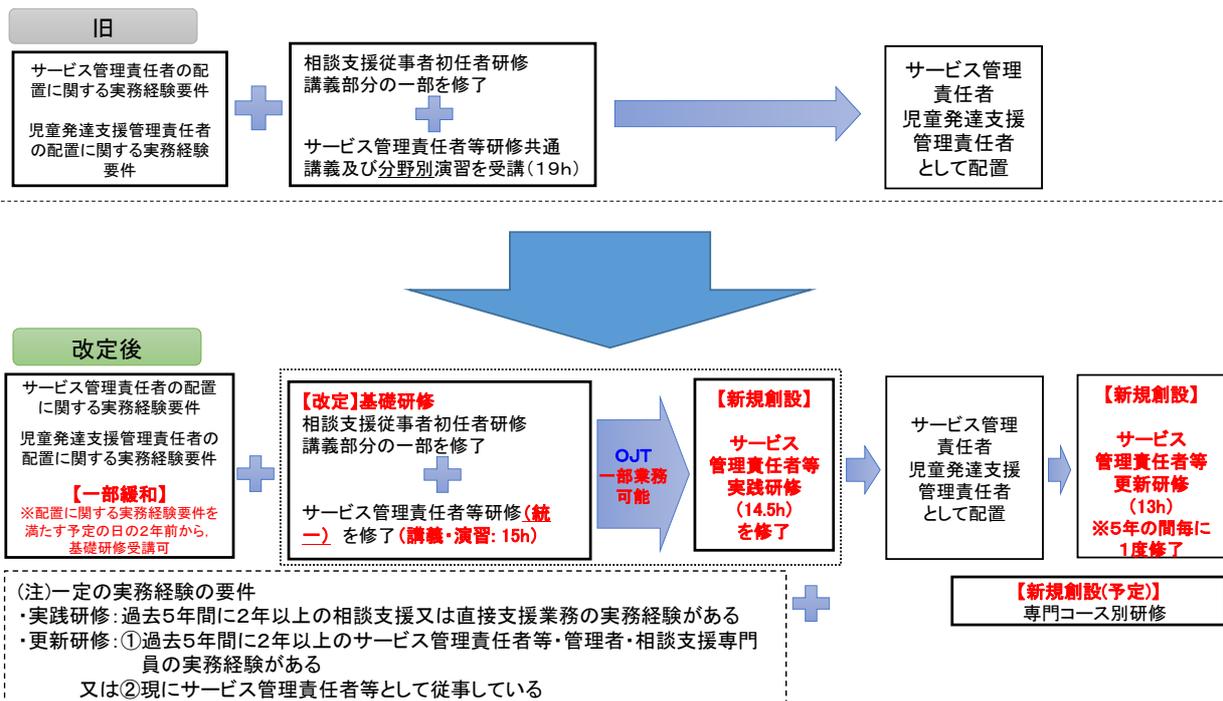
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。

- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

1

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて



2

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

## 新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
講義・演習	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

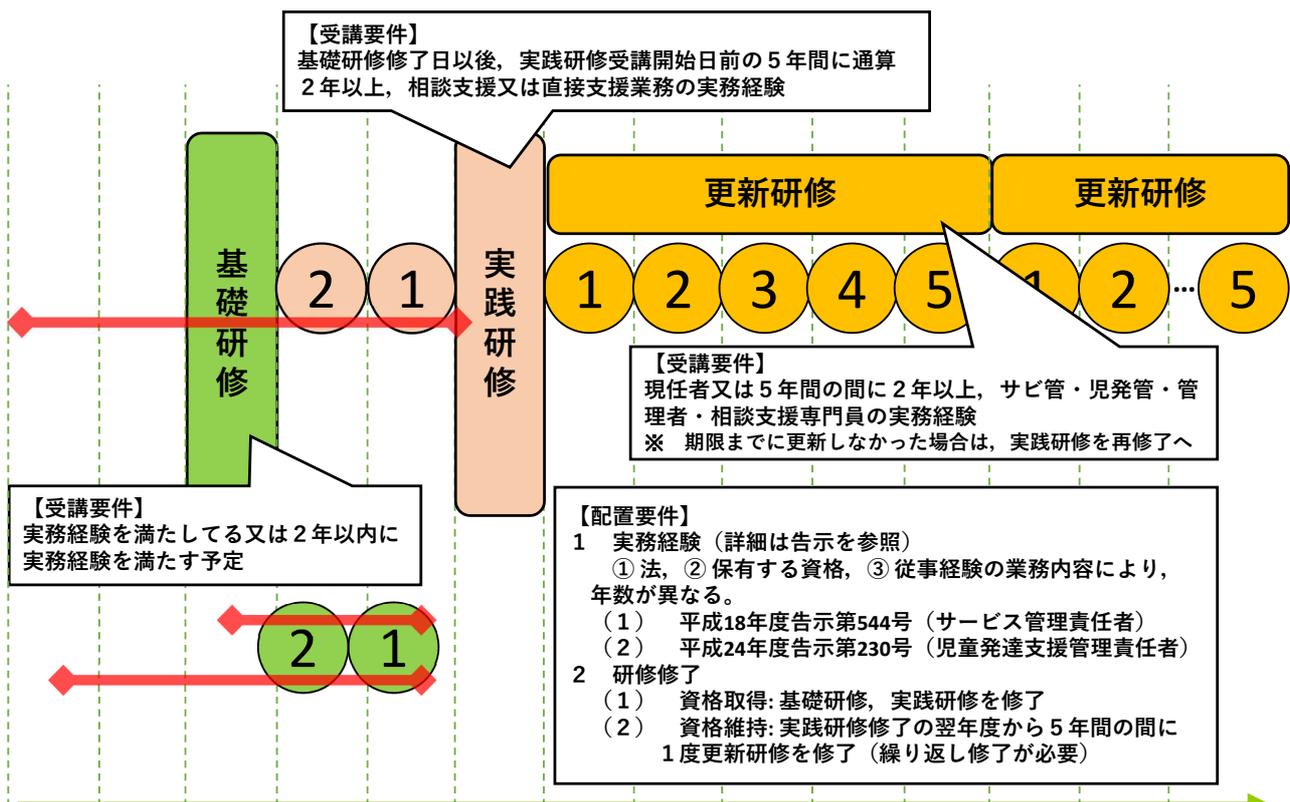
更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
講義・演習	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
	合計	13h

※実践研修は令和3年度以降に実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施  
 ※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

3

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



4

## カリキュラムの統一

旧 従事する障害福祉サービス等に対応した分野ごとの研修カリキュラム

研修	障害福祉サービス等	
サービス管理 責任者研修	介護	療養介護，生活介護
	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
	地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練），共同生活援助，自立生活援助
	就労	就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援
児童発達支援管理責任者研修	障害児通所支援（児童発達支援（医療型を含む），放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援），障害児入所支援	

改定後

全分野で共通の研修カリキュラムに

研修	障害福祉サービス等
サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者 <b>基礎・実践・更新</b> 研修	療養介護，生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練），共同生活援助，自立生活援助
	就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援
	障害児通所支援（児童発達支援（医療型を含む），放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援），障害児入所支援

5

## カリキュラムの統一

- サービス管理責任者研修の4分野と児童発達支援管理責任者研修が共通の研修カリキュラムとなり，実務経験に応じて基礎研修・実践研修・更新研修を段階的に受講する。
- 実践研修修了者がサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の双方の実務経験を満たしている場合は，サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の双方に従事できる。
- 各分野等において必要な知識や技術を補完する「専門コース別研修」が今後創設される予定。

### 更新研修：自己検証

施策の最新の動向，自己検証，スーパーバイズ，人材育成によるサービス（支援）の質の向上

5年毎

サービス（児童発達支援）管理責任者として継続

### 実践研修：質の向上

支援会議の運営，サービス（支援）提供職員への助言・指導，個別支援計画の質の向上，人材育成によるサービス（支援）の質の向上

5年

サービス（児童発達支援）管理責任者として配置

### 基礎研修：プロセス

アセスメント，個別支援計画の作成，相談支援専門員との連携，多職種連携

3年

原案作成が可能

6

## サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
<b>障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務</b> (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上		
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

基礎研修は実務経験年数の2年前から受講可

## 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
<b>障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務</b> イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】 ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上		
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
	(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
	(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
	(5) 学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

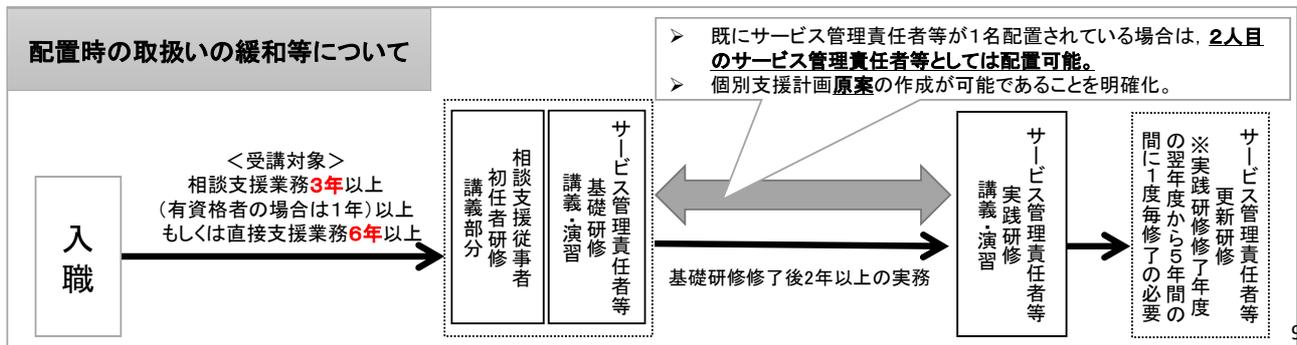
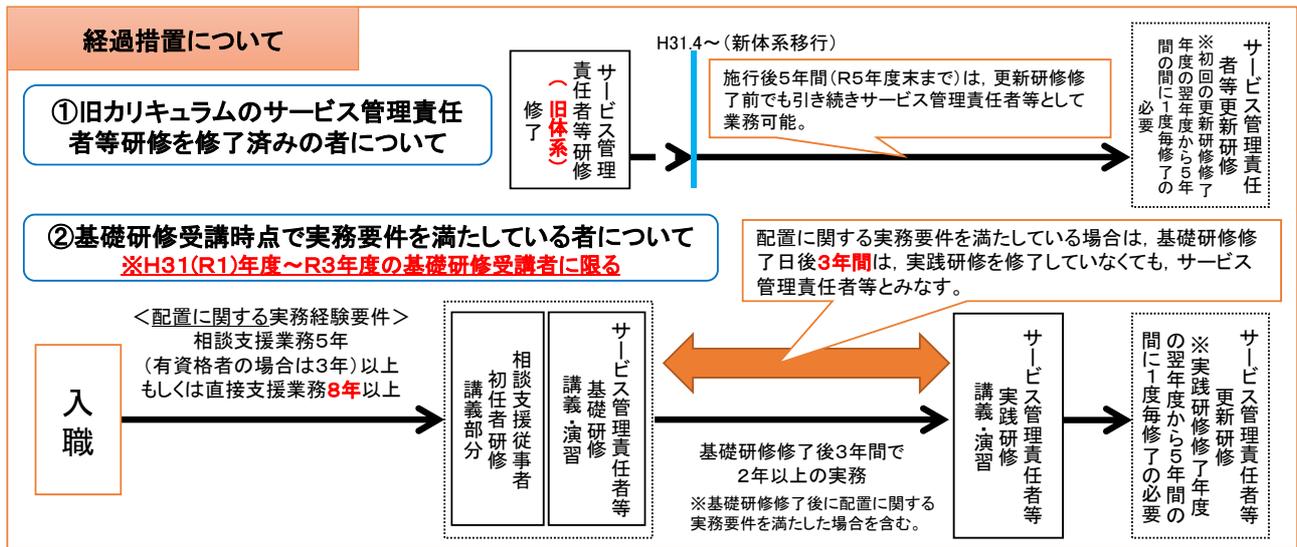
※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 保育士
- (3) 児童指導員任用資格者
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

基礎研修は実務経験年数の2年前から受講可

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



## お問い合わせ先

●研修に関すること

指定研修事業者へお問い合わせください。  
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
人材育成部 研修課  
電話 022-225-8479

令和2年度の研修日程は、4月以降に指定研修事業者のホームページ等でお知らせします。  
<http://www.miyagi-sfk.net/> (決定前にお電話をいただいても回答いたしかねます。)

「〇〇の経験が□年以上ある。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できるか。」

障害福祉サービス等事業者の指定を担当する機関へお問い合わせください。

- 仙台市外  
→ 県の担当窓口 (次頁以降を参照)
- 仙台市内  
→ 仙台市健康福祉局障害者支援課又は障害企画課  
<http://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shiteshinse.html>

県への各種届出の詳細は「指定障害福祉サービス等事業者等各種届出に関する手引き」をご覧ください。  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tebiki.html>

## お問い合わせ先（仙台市外）

根拠法	サービス種類	指定機関
障害者 総合支援法	療養介護	宮城県 保健福祉部 障害福祉課 運営指導班 (電話 022-211-2558)
	生活介護	
	施設入所支援	
	障害者支援施設	
	自立訓練（生活訓練）	
	自立訓練（機能訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
就労定着支援		
児童福祉法	児童発達支援	
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	

11

## お問い合わせ先（仙台市外）

根拠法	サービス種類	指定機関
障害者 総合支援法	居宅介護，重度訪問介護， 同行援護及び行動援護	事業所所在地を管轄する 各保健福祉事務所又は地域事務所  ○仙南保健福祉事務所 母子・障害班  ○仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班  ○北部保健福祉事務所 母子・障害第二班  ○北部保健福祉事務所栗原地域事務所 母子・障害班
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	自立生活援助	
	共同生活援助	
	地域相談支援	
児童福祉法	児童発達支援	○東部保健福祉事務所 母子・障害班  ○東部保健福祉事務所登米地域事務所 母子・障害班  ○気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

12

## お問い合わせ先（仙台市外）

### 各保健福祉事務所（地域事務所を含む）の所管する圏域

圏域	該当市町村	管轄する保健福祉事務所 または地域事務所	電話番号
仙南圏	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
仙台圏	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶 理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和 町, 大郷町, 大衡村	仙台保健福祉事務所	022-365-3153
大崎圏	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	北部保健福祉事務所	0229-87-8011
栗原圏	栗原市	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2118
石巻圏	石巻市, 東松島市, 女川町	東部保健福祉事務所	0225-95-1431
登米圏	登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-6118
気仙沼圏	気仙沼市, 南三陸町	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356

13

## 出典（一部改編）

- 令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（厚生労働省）  
[www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri\\_siryou.html](http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri_siryou.html)